

平成17年第6回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成17年12月21日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第64号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第65号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第66号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第67号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第68号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第69号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第70号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第71号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第72号 本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第73号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第78号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第79号 市道路線の廃止について
- 日程第15 議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第83号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告について
- 第3 議案第64号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第65号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第66号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第67号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第7 議案第68号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第69号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第70号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第71号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第72号 本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第73号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第78号 市道路線の認定について
- 第14 議案第79号 市道路線の廃止について
- 第15 議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算(第4号)について
- 第16 議案第83号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第17 議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について
- 第18 議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 追加日程第1 発議第10号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について
- 追加日程第2 発議第11号 行政改革検討特別委員会の設置について
- 追加日程第3 行政改革検討特別委員会委員の選任について
- 追加日程第4 閉会中の継続審査の申出書について

出席議員(21名)

1番	黒田 芳 弘	2番	舩渡 洋 子
3番	鏑本 規 之	4番	臼井 悦 子
5番	高田 文 一	6番	高橋 勝 美
7番	安藤 重 夫	8番	道下 和 茂
9番	浅野 英 彦	10番	中村 重 光
11番	村瀬 明 義	12番	若原 敏 郎
13番	瀬川 治 男	14番	後藤 壽太郎
15番	上谷 政 明	16番	大熊 和久子
17番	大西 徳三郎	18番	戸部 弘
19番	高橋 秀 和	20番	遠山 利 美
21番	鵜飼 静 雄		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内藤 正 行	助 役	高木 巧
収 入 役	守屋 太 郎	教 育 長	高橋 茂 徳

参 与	溝 口 義 弘	総 務 部 長	土 川 隆
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	島 田 克 廣
健 康 福 祉 部 長	宇 野 利 数	産 業 建 設 部 長	服 部 次 男
上 下 水 道 部 長	林 賢 一	教 育 委 員 会 事 務 局 長	堀 部 秀 夫
林 政 部 長	藤 原 俊 一	代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	坪 内 博	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

開議の宣告

議長（上谷政明君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 村瀬明義君と12番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

議長（上谷政明君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会から報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 瀬川治男君。

総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

総務企画委員会より報告をさせていただきます。

12月12日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員7名が出席をし、議案説明のため高木助役、守屋収入役、溝口参与、土川総務部長、高橋企画部長、藤原根尾総合支所長ほか関係職員の出席を求めました。初めに、総務部関係の付託案件議案第65号、66号、67号、68号及び審査案件、議案第82号、続いて企画部関係の審査案件議案第82号について慎重に審査をいたしました。議会関係の付託案件の、真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書については、取り上げないことに決まりました。審査案件、議案第64号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についても審査をいたしました。協議案件特別委員会の設置については、慎重審査の結果、設置の方向で意見がまとまりました。また、政務調査費については、市議会議員活動をする上で必要であるものと認め、意見がまとまりました。終了後、陳情書が出ておりました文殊団地とモレラ岐阜の樽見鉄道の新駅の現地の視察を行いました。以上でございます。

議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 高橋秀和君。

文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の命により文教福祉委員会の報告を行います。

12月13日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。委員会には委員7名が出席し、オブザーバーとして議長に出席をいただきました。議案説明のため内藤市長、高木助役、高橋教育長、溝口参与、宇野健康福祉部長、島田市民環境部長、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求めました。

初めに議案第64号、健康福祉部関係の審査案件議案82号、市民環境部関係の議案第83号、教育委員会関係の議案第82号については慎重審査を行いました。続いて、議会関係の付託案件について審査をし、1点目、30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてを議題としましたので、主な質疑の内容を報告いたします。意見書案、修正が可能ならば修正をしてほしい。また、30人にこだわると施設等の関係が難しいのでは。あるいは、中身を変えて検証したらどうかとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成少数により不採択にすることに決定をいたしました。続いて、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを議題とし、国の補助が2分の1から3分の1に決着がついたため等の意見で、採決の結果、賛成少数により不採択にすることに決定をいたしました。続きまして、協議案件を議題といたしまして、特別委員会の設置についてを議題といたしました。その主な質疑内容ですが、この案件については、どこから、あるいはだれから出てきたのかという質問に対して、委員の中から、それぞれの委員が行政に出向いて物事を進めるより、委員会をつくり、議会との意見も取りまとめて進めた方がいいのではないかという発言がありました。そうした慎重審議の結果、設置の方向で意見がまとまりました。続いて、政務調査費についてを議題とし、慎重審議の結果、設置の方向で意見がまとまりました。なお、委員会終了後、西濃環境保全センター、真正ストックヤードの現地の視察を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告を終わります。

議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員長 中村重光君。

産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

議長のお許しをいただきましたので、産業建設委員会の御報告をさせていただきます。

12月14日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員7名が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、溝口参与、林上下水道部長、服部産業建設部長、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求めました。

初めに、上下水道部関係の付託案件議案第69号、70号、71号、72号、73号及び審査案件議案第82号、84号、85号、続いて産業建設部林政部関係の付託案件議案第78号、79号及び審査案件議案第82号について慎重審議をいたしました。議会関係の審査案件議案第64号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についても審議をいたしました。協議案件特別委員会の設置については、常任委員会で審査していくのが本意であるが、複雑多様な時代であ

るので設置は必要との意見があり、慎重審査の結果、設置の方向で意見がまとまりました。また、政務調査費については、議員活動には必要であり、しっかりと勉強するためにも調査費が必要との意見でまとまりました。終了後、市道認定道路のうち、宅地開発に伴う行きどまり及びカイテイ広場設置路線の8カ所の現地確認をいたしました。その後、農業集落排水真正地区処理場、西部連絡道路、モレラ岐阜の現地視察を行いました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

少し報告内容の訂正をさせていただきますので、一つ自席でお許しをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（上谷政明君）

どうぞ。

19番（高橋秀和君）

それでは、私の文教委員長報告の中の協議案件の中で、特別委員会の設置についての報告で、「慎重審議の結果、設置の方向で意見がまとまりました」というふうに報告をいたしました。続いて、「慎重審議の結果を報告いたします」というふうに修正をさせていただきます。続いて、政務調査費については、「慎重審議の結果、設置の方向で意見がまとまりました」という報告をいたしました。また、「慎重審議の結果、特に報告する内容はありませんでした」という形に訂正をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（上谷政明君）

産業建設委員長に申し上げますが、訂正は必要ありませんか。

産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

大変失礼しました。今の文教の高橋委員長と同意見ということで、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（上谷政明君）

それです承願ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第64号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第3、議案第64号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第64号については、各常任委員会に審査をお願いしてありますので、各常任委員長に審査の報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 瀬川治男君。

総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

総務企画委員会から報告をさせていただきます。

議案第64号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、報酬額の算定方法について明確でないという意見もございましたし、同時に反対という意見もございましたけど、これは妥当であるという意見が大勢を占めましたことを御報告させていただきます。

議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 高橋秀和君。

文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、ただいま議題となっております議案第64号について、12月13日、議題とし審査をいたしました結果を報告いたします。

本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を一部改正する条例について、質疑の内容を報告します。

補助金等は5%、10%、15%などを一律カットしてあるのに、こういった報酬等の値上げについてはどうかという質疑に対して、市長より、補助金のカットについてはそれぞれの対応をしていくという旨の説明と、それから特別職の報酬というものはどうか、違うのではないかという説明がありました。それから、他の意見として、総合的に判断したら金額的にはやむを得ないではないかという意見が出ました。以上、報告を終わります。

議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員長 中村重光君。

産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

産業建設委員会から報告いたします。

議案第64号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、報酬等は市議会の意見を尊重していきたいとの意見が多くありました。以上であります。

議長（上谷政明君）

以上で各常任委員長からの審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

この件については、今、委員長報告がありましたように、若干の質疑をいたしました。また、改めてこの場で2点お伺いをしたいと考えています。

今回の議員報酬、あるいは後に続く三役、教育長の給与についても基本的に同様であります。合併の合意の中で新市になってから検討するという事になっておりまして、その結果として今回の議案が提案をされてきたというふうに考えております。数値的に考えてみたときに、私は高過ぎるとかいうふうには思っておりません。今の周辺の地域、あるいは岐阜県内の合併したところのいろんな状況、いろんなことを考えてみると、それなりに妥当な線かなという気はいたしておりますが、あわせて私たちが考えなければならないと思っておりますのは、報酬の引き上げについては合併の合意事項であると同時に、住民のサービスや福祉を充実させる、これも合併の合意事項であります。住民に対して合併による効果として、今申し上げた住民サービスの向上、福祉の充実ということがうたわれているわけでありまして。したがって、まず第一に考えなければならないのは、一方では合併の合意だから進める、一方は、状況が変わったからなかなか約束は守れないということにならないようにするということが大事だと思うんですね。

そういう上にお伺いしたいのは、一つは、委員長報告にもありましたように、今年度、各種団体に対する補助金を一律カットした。その一律カットしたことによって、運営自体に困難を来している団体もあるというふうに聞いています。本来、こうした団体、あるいは福祉、そういったものについては、一律に考えるものではなく、個々のケースをきちんと見て、実態に見合った対応をするというのが筋であります。そういう意味で、この一律カットした補助金について見直していくべきではないかということをお伺いしてきてあります。改めて市長のお考えをお伺いしたいというふうに思っています。

もう1点は、今、行政改革大綱の策定作業が進められています。その結果を見なければわかりませんが、行政改革大綱の中で、住民に対する、先ほど申し上げたサービスや福祉が低下するというようなことがあっては、やはり住民から批判を受けるというのは必至であります。本来、この合併に伴っている約束したことについてはきちんと守り、そうした中で議員報酬、あるいは三役の給料等もきちんと合併の合意に従って粛々と進めていくというのが筋ではありますが、そのあたりのお考えをお伺いしたいというふうに思っています。議員報酬と別の問題だという意見もありますけれども、住民にとって見ればそうではないというのが実態でありますから、そのあたりを含めて御答弁をお願いしたいというふうに思っています。

議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

ただいまの御質問につきましては、文教福祉委員会でも同じ質問がございまして御答弁をさせていただきました。各種団体の補助金につきましては、一律カットとは言いながら、実質、各団体でそれぞれのカット率は違ってまいっております。そうした中で、極めて運営が困難になったという

ような状況になった事例がありましたら、それは十分調査しまして、本年度は十分考慮してまいりたいと、このように申したわけでございます。なお、サービス、福祉の充実ということにつきましても、できるだけ合併協議の趣旨に沿って進めているわけでございまして、今話題になっております例えば「もとバス」なんかも、採算上は合わないけれども、福祉サービスという観点からでもまだ続けていくべきだと、そういうふうな今のところ考えているわけでございます。これは一例でございますが、そのような考え方で進めてまいりたいというふうに思っております。

行政改革大綱の中でも、当面、福祉あるいは一般のサービスが低下しないようにしていかないかんですが、ただ、今、医療費、介護、社会保障等々で非常に厳しい財政事情にありますので、お互いに痛み分けの方式がとられようとしているわけでございますが、本市におきましても、ある程度はそういった面も考えてまいらなきゃいかん場合が出てくると、こういうことは想定されるわけでございます。議員さんの報酬を初め四役の給与等につきましては、一応、町の段階から市になりましてエリアも広くなりました。住民の数も多くなりました。そういう観点から、県下に21の市がありまして、三つに分けますと七つずつ上・中・下となるわけですが、上・中・下の下の下のさらに下の下の下というような設定でありますので、これは市民の皆様も御理解いただけるんじゃないかと、そのように思っている次第でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

はい、21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

とりようによっては非常に前向きな答弁というふうにもとれますし、とりようによっては痛み分けということで、それは国の話をしているのか、ここも痛み分けだからサービスも相当低下することもあり得るというふうに考えておられるのか、ちょっとわかりにくい答弁なので、基本的には合併の合意に沿ってサービスも守っていくと。その中でも現実に合わないものとか、そういう部分的な問題はあると思いますが、原則的には福祉サービスの充実を、それが合併の効果だということを宣伝してきたわけですね。その上で合併してきたわけですね。それはいろんな機会に市長みずからも口にされているという部分もあるので、それについてはちゃんと守っていくんだという方法を示していただくことが大事だというふうに思っていますが、改めてお願いします。

議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

基本的にはとおっしゃったわけですし、基本的には守っていくという姿勢でなきゃいかんと思います。ただ、御存じのように、今、少子・高齢化の問題が出ておりまして、少子化対策、子供の保育・養育対策、こういったことが非常に重要な段階になっておりますので、そういった方向へある程度向けていくという場合もあろうかと思っておりますので、時の流れによってその重点の方向も変わってくるということはあると思いますが、基本的には合併協議の趣旨は踏まえていかなきゃいかん

と、このように思っています。

議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、5番 高田文一君。

5番（高田文一君）

新人ですが、反対討論をさせていただきます。

先ほど来お話しでございますように、この提案の骨子は合併協の経緯の中から、くどいようですが特別職報酬等審議会の答申によって今回提案されておるわけでございますけれども、報酬を、何を基準に、何を根底に決めているかということは、なかなか難しいかもしれませんが、そこを明確にしておかないと、今後の諸問題についても考え方の違い等が出てくるのではないかとっておるわけでございますが、当たり前ですけれども、給料というのは労働の対価だと思いますし、じゃあ報酬はといいますと、これは仕事の対価というような考え方に立っていくのではないかと思います。それじゃあ仕事は何であるかというふうに思いますと、単純ではございますけれども、議員の会議、研修の日数・回数が基本的なことになって、そういうものがやはり評価をされていかなきゃいけないというふうに思っております。先ほどお話しございました県内の市の、全協でいただきました資料がございまして、給料、報酬等定数の一覧表がございまして、単純にこの表を見ただけでは、定数が違いますし、それぞれ市の財政状況、あるいは人口、あるいは歴史等の違いがあつて必ずしも比較にはならないんですが、せっかくいただいた表でございまして、単純に人口を割り当ててみますと、本巢市の場合は6.3円、それから近いところの市、特に合併をしておりますので、ここにも書いてございますが、適用年月日が大体16年から適用という市が非常に多いわけでございますけれども、お隣の山口市では10.5円、瑞穂市へ行きますと5.5円。特にこの数字を並べてみても、それじゃあという根拠は明確には出てこないかと思っておりますけれども、差はございます。近隣のといいますか、最近合併された都市につきましては、5円ないし6円ぐらい。そういうこととなりますと、本巢市もそれに近い人口に対する報酬額がわかるわけでございます。

そうは言いながら、それじゃあその基準でこういうものが決めていかれるかといいますと、私にはなかなか理解が乏しいところでございまして、それじゃあ総予算の議会費に占める割合は、当初予算でいきますと1%ぐらいなんです、本市の場合は、他市についてはわかりませんが、その1%が本当に議会活動のための総経費であるかどうか、これも判断しにくい数字ではないかと思っております。

二つ目でございますけれども、率直に申し上げますけれども、1年8ヵ月の間の市民感情につき

ましては、これは素直に傾聴をしなければいけないというふうに思っていますし、特に本巣地域の自治会長さんからはかなり厳しい御批判をいただいているところでございます。そして、それにまた拍車をかけましたのが、先日の全協でもお話が出ておりましたが、例の報道の先行ですね。10月5日に既に新聞報道がされ、率直に市民からは、「何だ議員がまた上げるのか」と。またということじゃなくて、なぜ「また」なのかということは、多分この世の中の厳しい時代をそういう言葉に置きかえられたのではないかと思うわけでございますけれども、なかなか手厳しい市民の感情があることは間違いないのではないかと思います。

さらに、三つ目につきましては、既に決めたことでございますけれども、少し思い浮かべながら再度考えてみたいと思っておりますけれども、職員の一般職の給与は、給料表で平均 0.3%削減するということを決めました。非常にこのシステムといいますか、制度は、御存じのように人事院勧告、その前には企業が春闘を行いまして、その相場を多分人事院が勧告をして国家公務員の相場をつくりながら、右へ倣えで市町村の職員がそれを吸い上げていかれるというか、そういう制度というものが大変強く残っております。それがいいかどうかは、これから地方の時代ということになれば、考えていかななくてはならない一つかと思っております。

さらに、私、情報源は新聞しかありませんので、新聞のことで御報告をさせていただきますと、16日の新聞に、県の人事院からの県職員に対する勧告、あるいは通知がございました。これでいきますと、行政職で県職員が平均 5.2%を減額するという報道がなされています。関連でございますけれども、同日の新聞に、瑞穂市長が職員の数を、現在 195人を 100人にしていくというような報道もなされているわけです。

もう一つは、先日いただいた資料の中で、国の地方制度調査会が答申した資料をいただきました。「地方議会のあり方」という答申です。ここの中に、長々といっぱい書いてあるわけでございますけれども、一部だけ、誇張するわけございませぬけれども、ちょっと読み上げさせていただきます。「最近の議会は、あちこちで非常に改革に取り組んでいる。議員定数、報酬についても、自主的に抑制を行っている議会も多くなっている」と、こんなようなことがいろいろ国の大きな一つの問題を、くどいようですが「三位一体」という言葉の中で大断行されています。このことは、地方の時代と言いながらも、粛々と私たちは、これからはこういう時代に向けて考えていかななくてはならないというふうに痛感をしているところです。

改革というのは、決して「プラス」という表現がないんですね。ほとんどが「減らす」とか「マイナス」、同じ表現でございますけれども、「減らしていく」ということと「見直す」という言葉しか出てこない。こういう時代で、今私たちが考えなければいけない時代に来ておるといふふうに私は思っています。

それで、提案の説明等の中から、今この時期、この金額を提案される材料が私は見当たりません。そういうことで反対をしたいと思っております。

以上、長々となりましたけれども、発言させていただきます。

議長（上谷政明君）

反対者がいますので、次に、議案に賛成者の発言を許します。

19番 高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

それでは、反対討論がございましたので、賛成討論を行いたいと思います。

議員及び特別職の報酬については、報酬審議会において審議をし、その額を参考に執行部が上程をし、議会で決定をしていくという形が一つの形となっております。反対者の意見の中で、職員の、あるいは地方公務員の、あるいは国家公務員の給与については、人事院勧告制度という問題の中で我々も議決をしてみました。こういう制度を我々が認め、この制度の中でそれぞれの議決を行っていく形の部分でございます。この議員の報酬、あるいは特別職の報酬は、市に合併する段階において、合併の協議のすり合わせの中で本来金額が定められた上で今日まで至っておるならば、ある意味で、反対した議員の御指摘のような形の部分は起きてこない部分もあつたのであろうと。この時期にというのは、そういうとらえ方をすべきだろうというふうに私は思います。

今回、この特別職と議員の報酬の問題について、本来なら9月の選挙前に行われ、9月に当選して、10月1日からの議員の給与は幾らだという形で決まっておれば、職員の給与の減給とほぼ同じ時期に審議をしなくても済んだのであろうということは、今になって思い返せばそう思える。しかし、現状の中で、市と、あるいは市制をしいていく段階の中で、1年8ヵ月、批判はありましたけれども、1年8ヵ月間を49名の議員でやっていく場合に、あるいは市制設置と同時に選挙を行っていた場合の議員の定数、あるいは市会議員の給料を計算した場合、どういった費用がかかってくるかという問題の算定の場合も、実は市議会議員となった場合の、ある意味で議員の算定を設けながら経過をされてきた経緯があると認識をしております。ただ、表にきちんとした形で発表になっているかは別でございます。そういった特別職あるいは議員の、市になった場合の議員の報酬、あるいは三役と教育長の報酬については、市制をしいた段階で上げていくということについては、合併協議の当然認識事項であるというふうに思っております。時期という問題について、これは適切か否かは今回の議論の中から外し、本巢市制という形をとった段階、ある時期、この決断をしなきゃならない時期は必ず来るわけですので、それがきょうこの日だということを認識する中で、報酬審議会が出された結論をそのまま上程され、本巢市政を担っていかれる市長初め三役及び教育長、それから議員報酬、続いたの案件で2件ございますけれども、ともに私は原案どおり賛成すべきものと思いますので、討論といたします。

議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

順番ですので反対討論ということになりますが、基本的に今回の数字についてだけを考えれば、私は必ずしも反対ではありません。けれども、先ほど申し上げたように、今、行政改革大綱がつく

られようとしている、その中身が全くわからないと。若干の部分だけは新聞報道されましたけれども、全体像が全くわからない状況の中で、先ほど市長にお考えをお伺いしました。基本的には合併の合意事項を守っていく。答弁がそこで終わっておれば、じゃあそこでいいんだというふうに思っておりましたけれども、「ただし」ということでいろいろつけ加えられると、かえってまた不安になってくるんですね。だから、そういう意味では、共産党の三島議員が、当時合併しているいろいろ不満の声が出ているということの本会議でも紹介し、質問をいたしておりましたけれども、合併して本当に住民の皆さんからいろいろ出されている不安や不満が、こういう形で解決できるんだということを示すのが行政改革大綱になり、また来年度の予算になっていこうと思うんですが、そういったことが一体どうなっていくかというのは全くわからない。正直言って、不安を持たざるを得ないという状況の中で、今、議員報酬あるいは四役の給料を上げていくということについては、若干時期尚早ではないかと。実施は4月1日にしても、私は、そういった方向が見えてからやるべきではないかという意味で、今回の採決については反対をせざるを得ないというふうに思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

賛成討論ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、3番 鏝本規之君。

3番（鏝本規之君）

一言、賛成討論ということになりますけれども、基本的に議員の報酬というものに対しては、審議会の方で出された金額、正直なことを言いまして、非常に少ないと解釈しております。上げるなら、もう少したくさん上げてもらいたい。上げないなら、現状のままでいいというのが私の本来の考えであります。ただ、上がるということに関して、いろいろな議員の先生たちから意見が出ておりますけれども、本質的に議員のいただくものはすべて報酬でありまして、議員たるものが議員としての認識を持っていただくものであって、そのことに対してのみに議論をしていただきたい。行政の運営がどうのこうのとか、いろいろなことにこねつけて議員報酬を審議することではないと。市民の感情その他もろもろのことを考え、時期相応どうのこうのという意見もありますが、今でなければ上げることができなければ、今上げてもらって結構です。ただし、市民の感情その他もろもろをかんがみたときに、その批判は議員たるものがしょう、それだけの心づもりを持って賛同するなら賛同していただきたい。反対するには反対するなりの考えがあって、それはそれでしかるべきと。ただし、今の議員の報酬では、専門の議員としての行動が極めて困難であると思えます。だから、上げることに大いに賛成であります。以上。

議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第64号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第65号から日程第7 議案第68号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第4、議案第65号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第68号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第65号から議案第68号までについては、総務企画委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

総務企画委員会に付託をされました議案第65号、66号、67号、68号、以上4案件につきましては、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

議長（上谷政明君）

議案第65号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決するべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第65号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第66号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第66号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第67号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。議案第67号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第67号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第68号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第68号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。10時半から再開します。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

議長（上谷政明君）

再開します。

日程第8 議案第69号から日程第14 議案第79号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第8、議案第69号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第79号 市道路線の廃止についてまでを一括議題といたします。

議案第69号から議案第79号までについては、産業建設委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

報告をいたします。

議案第69号、70号、71号、72号、73号、78号、79号、以上7案件のうち78号については、一部現地確認をいたしました。慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定をいたし

ました。

以上、報告終わります。

議長（上谷政明君）

議案第69号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第69号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第70号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第70号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第71号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま

す。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第71号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第72号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第72号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第73号 本巣市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第73号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第78号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第78号 市道路線の認定については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第79号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

特に、この市道の廃止の中で真正地域の分ではありますが、通常、市道の廃止をしますと、その前に市道の認定をして廃止をするという形が普通であります。今回は廃止だけというふうに聞いています。現地を見てまいりました。現にまだ道路として存在しているわけで、通れる道路であると思

いますが、その道路を挟んで両側に工場の進出が予定されていると。進出というか増築だと思いますが、そういう中でこの廃止が出てきたというふうに思います。

そこで、そういう状況であっても、廃止というのは簡単に行うべきものではないし、それに伴う諸条件がいろいろあると思うんですね。最低限それにかわる措置がどうとられていっているのか、あるいは地域の住民の理解はきちんと得られているのかどうなのか、そして三つ目には、こういうやり方が今後に悪影響を及ぼさないのかどうなのか、そうした点について考えて、その上で決定すべきものだというふうに思っています。その点についてはいかがなものでしょうか。

議長（上谷政明君）

産業建設常任委員長 中村重光君。

産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

専門的な分野の質問でございますので、産建部長からひとつよろしく願い申し上げます。

議長（上谷政明君）

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

お答えをいたします。

今、議題となっております市道路線の廃止のうち、真正地域の路線につきましてでございますが、これにつきましては、ただいまも御質問の中にございましたように、企業の開発に伴うものでございます。1万平米を超えてございます。そういう中で、県と市と協議しまして、周辺道路の整備も含めて協議を重ねてまいりました。その中で、地元自治会、また関係者の了解もいただいて提出したものでございますが、まず周辺道路のことを申し上げますと、西側に現在5メートル50の市道がございます。この道路につきましては、2車線ございますが、9メートルまで広げられるように寄附をいただいて、道路は幅員を9メートルにするということ。また、北側につきましては、現在、浅木苑という団地がございますが、それを挟む道路につきましても、現在6メートルの道路でございます。この道路につきましても9メートルにさせていただくということで、その2車線の片側の歩道ということで寄附をいただくということ。それから東側ですね、御存じのように、リオワールドから北へ上る幹線的な道路でございます。これについても、現在は6メートルございまして、西側に排水がございます。排水を挟んで、これも寄附をいただいて、将来は15メートルの幅員が確保できるようにということで寄附をいただきます。なお、北側にはさらに緑地、公園をつくられていきますが、これは幅が約5メートルぐらいございますが、これにつきましては企業で管理をして、地元で使っていただけるようにということも含めて進められております。そういったことで協議を重ねる中で、先ほども申し上げましたように、関係者の同意もいただいておりますので、何とか御理解をいただいて用途廃止をし、それからさらには普通財産として有償で企業に買っていただくという予定でございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

今後のこのような事例に悪影響を与えないかということでございますが、今後の廃止については、当然これもですが十分協議の上、一つ一つの事情を考えながら取り上げていきたいというふう

に思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今回の事情はわかりましたので、これからについては、こういう廃止という議員提案される前に、状況がお互いに確認できるといいというふうに思います。そのあたりの配慮はぜひやってほしいということだけ申し上げておきます。以上です。

議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第79号 市道路線の廃止については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第82号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第15、議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第82号については、各常任委員会に審査をお願いしてありますので、各常任委員長に審査の報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 瀬川治男君。

総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についての審査の報告をさせていただきます。

市例規データベース借上料が高いのではないかとこの質問がございました。総務部長から、データ

ベース1ページ3,000円で契約しており、ページが増加のために増額であった。また、これは職員ではできないので委託をしているという説明でございました。また、地番、家屋現況図整備委託料の減額についての質問がございましたが、総務課長より、航空写真を瑞穂市と北方町と合同で委託したための入札の差金という説明でございました。

委員会では以上のような審査内容でございました。御報告させていただきます。

議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 高橋秀和君。

文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

議長の命により、議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について文教福祉委員会で審査をした結果を報告いたします。

本委員会においては、二つの部にまたがる部門でございましたので、まず1点目の最初に審査を行いましたのは、福祉関係の予算内で支援費制度の変更に伴う点についての質疑に対して、利用者の増による補正であるという説明がございました。次に、教育委員会関係についての主な質疑内容を報告いたします。要保護及び準要保護の補助金の減について質問があり、補助制度の変更に伴う形での補正であり、要保護・準要保護の分野の準要保護が国の補助カットになると。本市においては、中学校における要保護に該当する形があるので、その分の補助は予算上残っておりという形の説明がございました。次に、文化ホールの修繕費についての質問があり、9月の補正があり、なおまた今回補正があるかどうかという質問に対して、今回は9月の補正の部分と違い、消防施設点検により異常箇所が発見が指摘をされ、それに伴う補正であり、前回9月の補正の残存の金額を使い、なお不足する金額についての増であるという説明がありました。それから、糸貫川プールの管理委託料の減額について質問があり、答弁として、入札差金によるものと同時に、管理費の減による安全については十分配慮をするという質疑内容です。

以上のような主な質疑内容を報告し、審査報告といたします。以上です。

議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員長 中村重光君。

産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について審査報告をいたします。

委員の中から、地籍調査専門委員報酬が減額になっているが、市内の実施状況についての質問に、担当者から、現在真正の宗慶地区においては、7地区に分け、基準点を設置し、法務局で字絵図を作成している状況との説明がありました。その後、全体がわかる図面を配付していただきました。また、道路維持修繕委託料の中で、緊急を要するものはの質問に、産業建設部長から、安全と環境に関するものであり、この中には西部連絡道路関係も含まれていると説明があり、委員会では以上のような審査内容でございました。以上でございます。

議長（上谷政明君）

以上で各常任委員長からの審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

3点伺いますが、まず第1番目は市民税の個人均等割についてであります。

これについては、全協における説明の中で、配偶者均等割の非課税廃止によるものというふうに説明があったと思います。これは、昨年の6月議会の市税条例の改正で、夫と生計を一にする妻への税の免除を廃止するというのがございましたけれども、そのときに、その対象になる人が2,777人あると。そして、17年度については、1,500円でトータル406万5,500円という答弁がなされておりましたけれども、これのことなのかということと、そうであれば、人数もあわせてどういう状況になっているのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

二つ目は歳出の方ですが、この概要説明に基づいてお伺いしますが、新駅の整備事業ということで1,102万4,000円減額補正になっています。これについて、商業施設の整備区域になった進入路の土地の購入費ということで説明がございましたが、もう少し内容をわかりやすく説明してほしいというふうに思います。

3点目は橋梁の新設改良費、いわゆる桜橋の歩道橋の関係であります。当初予算に1億1,800万円計上されておりました。そして、9月に700万円の補正がなされました。そして、今回1,100万円の減額補正というふうになっています。9月の700万円の増額補正については、事情があるだろうというふうに思っていますが、結果的に見れば、9月15日でしたか、入札が行われ、そのときの予定価格が消費税を含めて1億500万ほどということですので、当初予算で間に合っているわけですね。だから、その辺はもう少し合理的なやり方ができないのかなという気がいたしますが、どうなんでしょう。以上3点です。

議長（上谷政明君）

1点目について、総務部長 土川 隆君。

総務部長（土川 隆君）

市民税の個人分の均等割85万7,000円の増額ということですが、主な理由といたしましては、税制改正に伴いまして、均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にしている配偶者に対してですが、今までは均等割が非課税であったのが段階的に廃止されるということでありまして、平成17年度は2分の1、平成18年度は全額課税ということで、御質問の御指摘のとおりでございます。

それで、当初予算ベースといたしまして2,700人予定しておったんですが、現時点で3,300人ということでありまして、600人増加したということで、こういった額に増額ということで御理解いただきたいと思います。

議長（上谷政明君）

2点目について、企画部長 高橋武夫君。

企画部長（高橋武夫君）

それでは2点目の御質問でございますが、補正予算書でいきますと13ページの中にありますが、その中の公有財産購入費で1,102万4,000円の減額ということで、これの詳細な内容ということでございますが、これは、当初予算では、大型商業施設のモレラ岐阜の建設に伴いまして樽見鉄道の新駅からの進入道路ということで、東西に、子どもセンターのすぐ南側の道路を使いまして直接進入するという計画でやっております。現在もそういう計画で行っておりますが、今、子どもセンターのすぐ東側とそのモレラ岐阜との間に、南北に市道が走っております。その市道とモレラ岐阜に土地がありますが、それを当初道路用地として買うという計画をしておりましたが、これにつきましては所有者等も1筆ということでございましたので、企業の方から、これについては企業の事業用地として買いたいということで、今回大きく減額をしたわけでございます。面積につきましては、約260平米ほどでございます。そんなようなことで、今回減額をお願いしたものでございます。以上です。

議長（上谷政明君）

3点目について、産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

お答えをいたします。

道路橋梁費の中には、目で橋梁費、また道路新設改良費、交通安全事業費、舗装の事業費が組んでございまして、9月のときには、その中で橋梁の、今御質問にあります桜橋の変更増額ではございません。そういうことで、9月はそういう内容でございます。

今回減額をさせていただくものにつきましては、入札後、入札差金が出ました。その部分について、これは交付金Bという補助事業で施行してございまして、補助割れをさせていただきますので、それを減額しまして、西部連絡道路の方で追加するという意味でございますので、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

1点目についてですが、昨年は2,777人というふうに出発報告されておりました。それより若干減っている予算で組まれて、現状3,300人といえますと、600人という、その差がちょっと大き過ぎるなあというふうに思いますが、このあたりの把握というのはそれほど難しいですか。そういう疑問を持ちましたので、その辺どうなのかということと、2点目は、今、市が周辺の整備等を行っておりますけれども、それについては、お金は企業が出して市道になっていくわけですね。これは、だからそれと違う形になるということは、当然今後の管理も、例えば寄附を受けて、後でこち

らが何か対応するというだけでなく、ずうっと企業がその部分については管理も含めて対応していくということになるわけですね。その辺だけ確認しておきます。

議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

総務部長（土川 隆君）

当初予算の計上に当たりましては、やはり過大見積りのないようということで、底上げといえますか、歳入欠陥が生じるおそれがありますので、そういったことによって抑えてあるということと御理解いただきたいと思います。

議長（上谷政明君）

企画部長 高橋武夫君。

企画部長（高橋武夫君）

用地の取得につきましては、現段階では企業の方の事業用として買うということで、これからのその管理は、これは当然、樽見鉄道の業者と一般の人も利用されるということでございますので、これの後の管理につきましては、これから事業者と詳細に詰めていきたいというように思っております。

議長（上谷政明君）

訂正があるそうですので、産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

先ほど9月補正の説明をさせていただきましたが、その中に橋梁の部門も、議員御指摘のとおりでございます。それは、橋梁設計の中で歩掛りの変更がございまして、それに伴いましてやむを得ずお願いをしたものでございます。それと、あと先ほど申し上げたものも含めて、道路橋梁費として補正をお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

2点目についてですけれども、そう言われると非常に不思議な気がするんですね。ほかのところは、将来こちらがやらざるを得るのであれば、こちらが思うようなやり方をした方がいいわけでしょう。だから、周辺の整備については市がやっているわけですね。要するに事業用地として向こうが対応すると、向こうが購入するということであれば、今後も含めて、向こうが管理も含めてきちんとやるべきことではないですか。そういうことがなければ、今回こういう措置をとる意味がないじゃないですか。そのあたりは、せっかく区分けするのであれば、今後のことも含めてきちんとしておかないと、やはり新たな問題が起きる可能性があるんじゃないですか。周辺の今までやってきたこととの違いを明確にして対応してほしいというふうに思いますが、どうでしょう。

議長（上谷政明君）

企画部長 高橋武夫君。

企画部長（高橋武夫君）

御指摘のことにつきましては、十分承知しまして事業者との調整に入っていきたいというふうで、今ちょっと即答につきましては避けさせていただきたいと思います。

議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第83号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第16、議案第83号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第83号については、文教福祉委員会に審査をお願いしてありますので、委員長に審査の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

それでは議長の命により、ただいま議題となっております議案第83号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について報告をいたします。

12月13日の文教福祉委員会において、議案第83号についてを議題とし、慎重に審査した結果と質疑について報告をいたします。

歳入についての内訳について、根尾と外山診療所の内訳はどうかという質問に対し、歳入の部分の550万はすべて根尾診療所のものであるという旨の説明がありました。以上のような質疑でございました。

以上で審査報告といたします。

議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第83号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第84号及び日程第18 議案第85号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第17、議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてと、日程第18、議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてを一括議題といたします。

議案第84号と議案第85号については、産業建設委員会に審査をお願いしてありますので、委員長に審査の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

御報告を申し上げます。

議案第84号、85号について、慎重に審査の結果、全会一致で原案どおり可決するものと決定いたしましたことを御報告申し上げます。以上でございます。

議長（上谷政明君）

議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。お手元に配付してありますように、発議第10号、発議第11号、行政改革検討特別委員会委員の選任について及び閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4までとして議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

日程の第3というのは日程の第2が決まってからしか出せないと思うんですが、どうなんだろうね。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（上谷政明君）

暫時休憩します。

30分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

議長（上谷政明君）

再開します。

お諮りいたします。お手元に配付してありますように、発議第10号、発議第11号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2までとして議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、発議第10号、発議第11号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2までとして議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第10号（上程・委員長報告・説明・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

追加日程第1、発議第10号 議会制度改革の早期実現に関する意見書についてを議題といたします。

発議第10号については、総務企画委員会に付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

議長から付託を受けました議会制度改革の早期実現に関する意見書についてでございますが、12月12日、総務企画委員会で慎重審査いたしました。結果は、全会一致で原案のとおり採択することに決定いたしましたことを報告いたします。

議長（上谷政明君）

発議第10号について、提出者の説明を求めます。

提出者、9番 浅野英彦君。

9番（浅野英彦君）

それでは、発議第10号についての御説明をさせていただきます。

議会制度改革の早期実現に関する意見書。

お手元に配付してあります意見書の案を読み上げるのが本懐ですが、要点だけ説明させていただきます。

現在、内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会において、地方議会のあり方について検討がなされています。地方分権の進展に伴って市長の権限が強化される一方で、地方議会の権限は依然として手つかずの状態であります。市長の権限が強化され、また三位一体改革により税財政面における自主性が増すことによって、地方議会の監視機能や住民を取り巻く環境変化にいち早く対応できる議会の権限や体制づくりが急務であります。地方制度調査会の議論の推移いかんで議会改革の方向性が決まることから、地方議会にとっても極めて重要なことであり、議会として政府

等に意思表示していくことが必要と思われるので、意見書を提出するものでございます。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第10号を採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第10号 議会制度改革の早期実現に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程第2 発議第11号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

追加日程第2、発議第11号 行政改革検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第11号について、提出者の説明を求めます。

提出者、19番 高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

議長より命を受けましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されています発議第11号 行政改革検討特別委員会の設置についての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、2名の賛同を得まして提案するものであります。

市の行政全般にわたり改革すべき事項について、各常任委員会との連携を図り調査・研究を行うものであり、任期は2年とするものであり、本業市議会議員条例第6条第1項及び第2項の規定により、委員10人をもって設置するものであります。御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案説明といたします。

議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

特別委員会については、前回の議会等の経過を踏まえ、議会だよりを除いて基本的に特別委員会については設置しないという方向が以前確認されたというふうに思っています。そうした中で、今議会になって、当初に示された案とは違いますけれども、成文化されて提案をされたということについては、まず第一に解せない部分だというふうに思っています。通常ならば、こういう特別委員会をつくりたいと思うけれどもどうなんだろうという話があって、そこで合意が得られれば、それに基づいてじゃあ議運でとか、どこかでという形で案文づくりをするというのが本来のやり方ではないかというふうに思いますが、今回はそうした手順は一切省かれているということについて疑問を感じています。その点についてどうなのか。

二つ目は、ここに地方議会用語辞典というのがありますが、この中で特別委員会についてこのように言っていますので、少し読んでみます。「常任委員会が設置されている限り特別委員会を設けなくても済むのであるが、対住民感情や政治的配慮によって設けるなどは、乱設のそしりを免れず、ひいては常任委員会制度の意義が失われる心配があるので注意を要する。最近、これはごく最近という意味ではありませんが、この本を書いた当時という意味ではありますが、特に多い例は地域開発、公害対策、交通対策等の特別委員会は、ともすれば調査に名をかり、具体性のないまま執行権の介入となり、越権的行為なしとしないうらみがある」と、こういう指摘が特別委員会についてはなされています。

今回のこれを見ますと、市政全般にわたるということで、何でもありの特別委員会。でも、本来特別委員会というのは、特定の項目、特定の事項について別個に調査・研究する必要があるからやるというのが本来の姿であります。それにもかかわらず、何でもありの特別委員会というのは、全く常識から外れたものだと言わざるを得ません。だから、その点についてどう考えておられるのか。

として、各常任委員会との連携を図り云々となっておりますけれども、今、市の方で行政改革大綱の策定作業が進められ、今年度中にその大綱が決定をされる運びになっているというふうに思いますが、本来なら、そうしたものを受け、各常任委員会でそれぞれの担当分野についてお互いに論議し合う。そして、議会全体としてそれぞれ論議し合うというのが民主的なやり方ではないかというふうに考えておりますが、その点はいかがお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長（上谷政明君）

提出者、19番 高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

大きく分けて2点と、それから執行部が進めている行政改革大綱の考え方に対する質問というふうにとらえさせていただきます。

特別委員会の設置の経過については、過去の流れの中で本業市になっての形をとりますと、それ

それぞれの旧町村で持ってあった特別委員会をそのまま移譲した例もございますし、特別委員会を設置していく過程の中で大まかにお諮りをし、その中で同意を得ていくという方向という御指摘がございました。今回、この行政改革特別委員会の設置についてを、この議会でこのように上程していく経過の中で、行政改革特別委員会を設置するに当たり、議会運営委員会で諮り、一度皆さん方に全協で説明をし、なおかつそれぞれの常任委員会で審査を、あるいは協議をお願いし、その中で意見を集約しがてら今会の条例の委員会の設置についての経過に至ったわけでございます。それは議員御承知のとおりでございます。当初のこの委員会設置についての案文の中では、お手元の資料の2の項目の2、「各常任委員会との連携を図り、調査・研究すること」ということについては、なかったはずでございます。これは、各常任委員会で皆さん方に御意見を伺いながら、各常任委員会で審査すべきことはすべきこととして各常任委員会にお任せしていく中で、各常任委員会をまたがって行革を行っていかなくちゃならないことについては特にここでやっていく必要があるんじゃないかということも踏まえて、この2の項目をふやさせていただきました。これは、皆さん方の御意見を伺うために各常任委員会で協議をお願いした経緯も含めて、経過の中では皆さん方の御意見も参考にしながら案文も考えてきたという形をとっているの、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、常任委員会の設置についてる御指導いただきまして本当にありがとうございます。私どもは、この設置されている常任委員会の中で行革にかかわってくる問題はそれぞれ常任委員会でやっていかれることに対しては何ら異論はございませんが、先ほど申しましたように、常任委員会をまたがって行革を行っていかなければならないことについて、特にこの行革の側面についてやはりやっていくべきだろうと。また、行革特別委員会で議論をしていく中で、常任委員会に審査をお願いしていかなければならないことも出てくるだろうということも考えております。その中で執行権を侵害、介入をするようなことは本来あってはならないことだと思いますので、あくまでも議会側の政策提言をしていくという一つの行政改革の特別委員会であるということは、我々も提案する側としては認識をしておりますので、その点は十分配慮をし、皆さん方の御同意いただいて、設置に当たっては、その点についてはきちっと見守っていく必要があるというふうに考えております。

それから、今年度の行政改革の大綱が示されたということを私は新聞で知りました。あれはたしか全協の中で総合計画とIT、情報関係の報告があった明るる日に、新聞で行政改革の大綱が、行政改革の推進委員会ですか、ちょっと名前は間違っているかもしれませんが、それが示されて、具体的な項目まで載っておったことは記憶しております。これは新聞で知りました。

行政改革を行っていく一番の形の部分は、私は意識の改革だというふうに思っています。議会の中で行政改革を行っていくというのは、執行部も行政改革を行っていくという形で、それぞれが意識を高め、改革の意識を持ちながらその大綱を策定されて、なおその中で検討をされていくものだろうと。あわせて議会も、行政改革を行っていく段階において、それぞれの議員はもう一度、行革を行っていくという意識を含めながらこの特別委員会で議論をし、なお常任委員会で議論しながら本巢市の行革にさらなる力を与えていく必要があるという形で提案をさせていただいており

ますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

行革大綱については、私ももう知っているとは言いませんし、出たとも言っておりません。今年度中に出る運びになっておるといふふうに申し上げているだけです。

改めてお伺いしたいというのは、二つ以上の委員会にまたがるものというのは、どういうことが想定されるというふうに思っておられるのかということが一つと、特別委員会というのは、さっき申し上げたように、あくまでも特定の事件についてやろうというのが特別委員会なんですね。行政改革というのは行政全般。全般の特別委員会というのは、本来的に、常識的に見てあり得ないですよ。そこまでやると執行権の介入になり、越権的行為になるという指摘がなされておるわけです。だから、その辺についてはどう理解されておるのか。

議長（上谷政明君）

高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

特別委員会の具体的な案件を上げて、例えば前回まで特別委員会で設けられておった例を挙げると、東海環状自動車道、あるいは学校施設設置検討委員会と目的が上げられておったことは承知をしております。今回、行政改革の検討特別委員会の中で行政全般の中からピックアップしていく中で考えていくと、項目を絞っていくと、そのことを主としておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今の話を聞いて、ますます不安になります。そうすると何でもありですね。だから、委員会を10人でつくって、10人が、ああこれがいいと思ったらそれをやる。だから、どんなことでもできるわけです。もともと設置の段階で特定の事件を決めて、それについて検討・調査しよう、それが特別委員会の本来の姿です。決めてまってから、それから何をやりましょうかということを決めるなんていうのは全く本末転倒で、こうした特別委員会をつくるということについては、やはり議会制民主主義の原点に戻ったときに、好ましくないというふうに言わざるを得ません。あなた方が行政全般を見て、この部分についてはきちんと行政改革をしっかりしていかなきゃならんというふうに思う部分があるのであれば、その部分についての特別委員会をつくらうというふうに提案してくるのが筋ではないですか。だから、本来の議員の役割、そして執行部の役割、その辺の不介入の部分というのはあるわけで、議員としての本筋を外さないようにすべきだというふうに思うので、最初に申

し上げた執行権の侵害に幾ら配慮しても、やること自体がなくなっていくということが問題とされているわけです。何でもありの特別委員会をつくること自体が執行権の侵害にも当たり、あるいは越権的行為にも当たるというふうな指摘があるわけです。だから、どうしてもやるのであれば、具体的な内容でやるのが筋ではないですか。

議長（上谷政明君）

高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

行政改革検討特別委員会という形で設けております行政改革という問題については、全般の中から特にどういう形を進めていこうということを決めていくことも、この中で、あるいは常任委員会の中でも御指摘、御指導いただかなきゃいかんというふうに思っておりますけれども、議員御指摘の一つの項目、あるいは一つの課題を設けて特別委員会という方法も考え得る特別委員会であると思っておりますけれども、今回はお話をしておりますけど、行政改革にかかわってくるという形で考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（上谷政明君）

これで質疑を終わります。

〔発言する者あり〕

ほかはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

では、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今、質疑の中で申し上げたように、今度のこの提案されている特別委員会については、本質的に執行権の介入、あるいは越権的行為に当たるものだと言わざるを得ません。何回も申し上げておりますけれども、特定の事件を上げて、じゃあこれについて論議しよう、調査しようということであれば、それは認められる。けれども、何でもあり、後で何をやるか考えよう、そんな委員会はありません。そして、二つ以上の委員会にまたがるものについてはこういうところでないといけないというふうに言われるけれども、じゃあそれは何があるかといったら、それはこれから検討するんやと、そんな本末転倒なやり方がありますか。全く議会制民主主義を踏みにじるようなやり方だと言わざるを得ません。よって、本案については反対をいたします。

議長（上谷政明君）

原案に賛成者の発言を許します。

14番 後藤壽太郎君。

14番（後藤壽太郎君）

それでは賛成討論をさせていただきます。

提案者がる説明していただきまして、必要性を大変に思っております。

先日、市長の方から、10年後には一般建設費が7億ぐらいになると。当市においては11億、12億ぐらいが必要だというふうな話もありました。そうすると、現在の一般経費を本当に見直して、削減もしながら、またやめるものはやめ等々を行いまして一般経費を削減し、そして今の一般建設費を多くしていく必要があるんじゃないかというふうなことも思いますし、先ほど言われましたように、当市の専門諮問機関というふうなことで行政検討委員会が先日新聞に出ました。それを議会としてもやはり後押ししながら、また議会人として一生懸命市民と考えながら行政改革を行っていく必要があるんじゃないかということをおもっております。

そして、先ほど行政の侵害になるんじゃないかというふうなこともありましたが、行政とけんかをしながらやるのでは決してありません。行政と一体になって、議会と話し合いながら市民のための行革を行っていくというつもりでありますので、必要といたします。以上です。

議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより、発議第11号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第11号 行政改革検討特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。お手元に配付しましたように、行政改革検討特別委員会委員の選任について及び閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、行政改革検討特別委員会委員の選任について及び閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第3 行政改革検討特別委員会委員の選任について

議長（上谷政明君）

追加日程第3、行政改革検討特別委員会委員の選任を行います。

お諮りしますが、選任の方法はいかがしたらよろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

はい、18番 戸部 弘君。

18番(戸部 弘君)

議長に一任をしたいと思います。

議長(上谷政明君)

ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、私の方から相談したいことがありますので、議会運営委員会の方は第1会議室の方へ御参集願いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

では、皆さんにお諮りします。ちょうど12時になりますので、1時まで休憩して、1時から再開します。よろしくをお願いします。

議長一任でございますけど、議会運営委員会の方に選任をお願いしたいと思いますので、第1委員会室の方へよろしくをお願いしたいと思います。

午前11時58分 休憩

午後1時06分 再開

議長(上谷政明君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。行政改革検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、鏝本規之君、臼井悦子君、道下和茂君、中村重光君、瀬川治男君、後藤壽太郎君、大熊和久子君、大西徳三郎君、戸部弘君、高橋秀和君、以上10名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、21番 鵜飼静雄君。

21番(鵜飼静雄君)

私はもともとこの委員会の設置に反対しておりますので、このメンバーがいいとか悪いとか、あえて言うつもりはありませんし、賛成か反対かを言うつもりもありませんが、基準がありましたら結構ですが、教えてください。

議長(上谷政明君)

別に専門の規定はありません。

それでは、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

したがって、行政改革検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

〔「賛成多数でとってください」と呼ぶ者あり〕

それなら、一応採決をとります。

賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、行政改革検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより、行政改革検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。行政改革検討特別委員会委員は第2委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時06分 休憩

午後1時24分 再開

議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

行政改革検討特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

行政改革検討特別委員会委員長 後藤壽太郎君、副委員長 大西徳三郎君、以上のとおりです。

追加日程第4 閉会中の継続審査の申出書について（上程・採決）

議長（上谷政明君）

追加日程第4、閉会中の継続審査の申出書についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、市の行政全般にわたり改革すべき事項について行政改革検討特別委員会との連携を図る必要があるため、会議規則第104条の規定により、申し出のとおり、さらに閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

反対者がお見えになりますので、採決をとります。

異議のない方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（上谷政明君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成17年第6回本巣市議会定例会を閉会いたします。

16日間にわたりまして大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 1 時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員